

# 役員報酬並びに費用に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 IX ファウンデーション（以下「当法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員」という。）及び奨学生等の選考に関与する選定委員（以下「選定委員」という。）に対する報酬並びに費用の支給に関し必要な事項を定め、法令及び公益法人認定基準に照らし、妥当性・透明性を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

報酬：役員又は選定委員の職務遂行に対して支給される対価をいう。

費用：役員又は選定委員が職務遂行上、必要かつ合理的な支出として負担した交通費、宿泊費、通信費その他の経費をいう。

交通費：会議、審査、事業活動等に出席するための往復の交通費（公共交通機関利用を原則）をいう。

宿泊費：遠隔地からの出席等に伴い宿泊を要する場合の実費をいう。

## 第2章 報酬の取扱い

### (報酬の支給)

第3条 当財団は、役員及び選定委員の職務遂行に対し報酬を支給しないものとする。

2 前項にかかわらず、特別な業務委託又は専門的助言を依頼した場合で、理事会が特に必要と認めるときは、その都度、理事会の決議により報酬を支給することができる。

3 報酬の支給を行う場合は、公益法人認定等に関する法令に基づく「報酬等の支給基準」に適合する範囲でなければならない。

## 第3章 費用の取扱い

### (費用の支給)

第4条 役員及び選定委員が当財団の会議、審査又は業務遂行のために要した交通費、宿泊費その他の必要経費は、代表理事の承認を得て支給することができる。

2 交通費は、公共交通機関の実費（普通運賃、特急料金、座席指定料を含む。ただし、グリーン車等の特別車両料金は除く。）を原則とする。

3 宿泊費は、1泊あたり15,000円を上限として実費相当額を支給する。

4 費用の支給を受けようとする者は、原則として領収書等の証憑を添付して請求しなければならない。ただし、交通系ICカード利用等で証憑を得られない場合は、経路・金額を明示した申立書をもって代えることができる。

5 やむを得ず自家用車を使用した場合は、高速道路料金及び有料駐車場料金等の実費を支給するものとする。ただし、公共交通機関の利用が可能な場合は、その運賃相当額を上限とする。

(支給方法)

第5条 費用の支給は、通貨又は振込により行うものとし、代表理事の判断により適宜支給することができる。

2 支給は原則として当該会議又は業務の実施後、速やかに行うものとする。

3 代表理事が支給期日その他費用の支給に関して特段の指定を行った場合は、その内容を記録（電子データを含む）として保存し、確認できる状態にしておくものとする。

## 第4章 透明性・改正・補則

(透明性及び公表)

第6条 当財団は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める「報酬等の支給の基準」として公表するものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て代表理事が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、2026年1月19日から施行する。（2026年1月19日理事会決議）